

2014 年 4 月 24 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 321 号 ）

上海市人民政府弁公庁、 自由貿易試験区の文化市場開放で細則 ゲーム機販売や公演活動の実務手続を規定

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府弁公庁は、2014 年 4 月 10 日付で『上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局等の 5 部門が制定した『中国（上海）自由貿易試験区における文化市場開放プロジェクト実施細則』の印刷・配布に関する通達』（滬府弁発[2014]18 号、以下『実施細則』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）内の外商投資企業によるゲーム機・アミューズメント機器の国内販売に係るコンテンツ審査手続や営業公演活動の開催申請手続等を規定しており、公布日より施行されています。

国務院が 2013 年 9 月 18 日付で公布した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38 号）は、外商投資企業によるゲーム機・アミューズメント機器の生産・国内販売、外商独資による公演マネジメント企業・公演施設や娯楽施設（ディスコやナイトクラブ）¹の設立を開放。公演マネジメント企業に対しては上海市全域でのサービス提供を認めました（付属文書「中国（上海）自由貿易試験区サービス業拡大開放措置」）。文化部は、2013 年 9 月 29 日付で公布した『中国（上海）自由貿易試験区における文化市場管理政策の実施に関する通達』（文市発[2013]47 号）においてこの規制緩和を追認しています。今回、具体的な行政手続方法を明記した『実施細則』が公布されたことで、規制緩和措置が実質的に始動するものとみられます。

□ ゲームコンテンツの全要素を審査

『実施細則』はまず、外商投資企業によるゲーム機・アミューズメント機器の国内販売に係るコンテンツ審査手続を規定しています（第 1 条）。経営範囲に「ゲーム・アミューズメント設備の生産およびそ

¹「娯楽場所とは、営利を目的として、公衆に開放し、消費者が自ら楽しむ歌・ダンス、ゲーム等の場所を指す。歌・ダンス娯楽場所とは、音楽伴奏、楽曲リクエストサービスを提供する、またはダンスミュージック、ダンスホールサービスを提供する経営場所を指す。ゲーム娯楽場所とは、ゲーム・アミューズメント設備を通じて、ゲーム・アミューズメントサービスを提供する経営場所を指す」（『娯楽場所管理弁法』〔文化部令第 55 号〕第 2 条）

の製品の販売」を含む上海自由貿易区の外商投資企業は、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局によるコンテンツ審査を通過した後、国内市場でゲーム機・アミューズメント機器を販売することができます（同第1項）。

『実施細則』はコンテンツ審査の申請資料として、コンテンツの知的財産権証明書類、ゲームの全プロセスの動画ファイル（デモ等も含む）、ゲーム機・アミューズメント機器の外観写真（正面図1枚、側面図2枚）、ゲーム内で使用するすべての音声ファイルと歌詞（中国語と外国語の対照文）、すべての対話・傍白（脇台詞）・描写字幕・操作説明の文字ファイル（中国語と外国語の対照文）等を提出するよう要求しており、ゲーム内のあらゆる要素を審査対象としていることが分かります（申請資料の詳細は『実施細則』第1条第3項を参照）。なお、ゲーム機・アミューズメント機器に対してオンラインでゲームコンテンツを配信する場合は、企業の『オンライン文化経営許可証』も提出する必要があります。

ゲームのコンテンツには、『娯楽場所管理条例』

（国令[2006]458号）第13条が禁止する内容のほか、賭博的な機能も含んではならないと規定されています（同第2項）。また、コンテンツや操作方法の説明等には必ず中国語を使用しなければなりません。

上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局は、申請を受理してから20営業日

以内に決定を下し、批准の場合に『ゲーム・アミューズメント設備コンテンツ審査確認表』を発行します（同第4項）。外商投資企業は、ゲーム機・アミューズメント機器を輸入通関する際に、この確認表を税関に提出しなければなりません（同第7項）。また、国内販売する製品本体とその梱包には、中国語で製品名称、生産工場の名称・住所を記載する必要があります（同第6項）。

『娯楽場所管理条例』第13条

国家は、民族の優秀な文化を唱導して輝かしく発展させ、娯楽場所内の娯楽活動が以下の内容を含むことを禁止する。

- (1) 憲法が定める基本原則に違反すること、
- (2) 国家の統一、主権もしくは領土の完全性に危害を与えること、
- (3) 国家の安全に危害を与える、もしくは国家の荣誉、利益に損害を与えること、
- (4) 民族憎悪、民族差別を扇動し、民族感情を傷つける、もしくは民族の風俗、習慣を侵害し、民族の団結を破壊すること、
- (5) 国家の宗教政策に違反し、邪教、迷信を宣揚すること、
- (6) 猥褻、賭博、暴力および薬物と関連する違法犯罪活動を宣揚すること、または犯罪を教唆すること、
- (7) 社会公共道徳もしくは民族の優秀な文化・伝統に背くこと、
- (8) 他人を侮辱、誹謗し、他人の合法的な利益を侵害すること、
- (9) 法律、行政法規が禁止するその他の内容。

□ 営業公演活動の開催は要申請

上海自由貿易区内の外商投資公演マネジメント企業は、営業許可証取得後、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局に『営業性公演許可証』を申請し、同局が発行する許可証を受領した後で、公演マネジメント業務を開始できます（第2条第1～3項）。一方、上海自由貿易区内の外商投資公演施設は営業許可証取得後20営業日以内に、同局に「公演場所経営単位」の届出を提出しなければなりません（同第4項）。

営業公演活動の開催にも申請が必要となります。外商投資公演マネジメント企業が上海自由貿易区内

で公演活動を開催する場合、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「上海自由貿易区管理委」という）に申請を提出しなければなりません（同第 5 項）。上海自由貿易区管理委は、国内の団体や出演者等が参加する公演に対して 3 営業日以内に、国外（香港・マカオ・台湾を含む）のアーティスト等に関連する公演に対して 20 営業日以内に、許可・不許可の決定を下します。公演活動を上海市内（上海自由貿易区外）で開催する場合は、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局（国外のアーティスト等に関連する公演）、区・県の文化行政主管部門（国内の団体や出演者等が参加する公演）にそれぞれ申請を提出します。また、外商投資の公演施設がその上海自由貿易区の施設内で営業公演活動を開催する場合も、上海自由貿易区管理委に申請を提出する必要があります（同第 6 項）。

上海自由貿易区内の外商投資娯楽施設は、営業許可証取得後、上海自由貿易区管理委に『娯楽経営許可証』を申請します（第 3 条第 1 項）。上海自由貿易区管理委は、申請受理後 20 営業日以内に決定を下し、批准の場合に許可証を発行します（同第 2 項）。なお、外商投資娯楽施設は設立準備段階で上海自由貿易区管理委にアドバイスを求めることができ、上海自由貿易区管理委は設立前の娯楽施設に指導を行うことができると規定しています。

＊

『実施細則』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 9 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

上海市人民政府弁公庁

滬府弁発[2014]18号

上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局等の5部門が制定した『中国（上海）自由貿易試験区における文化市場開放プロジェクト実施細則』の印刷・配布に関する通達

各区・県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局、市工商行政管理局、市品質技術監督局、上海税関、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会が制定した『中国（上海）自由貿易試験区における文化市場開放プロジェクト実施細則』は、すでに市政府が同意した。ここに印刷・配布する。真剣に遵守執行されたい。

上海市人民政府弁公庁

2014年4月10日

中国（上海）自由貿易試験区における文化市場開放プロジェクト実施細則

『国務院による「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」の印刷・配布に関する通達』（国発[2013]38号）、『国務院による中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置の一時的な調整に関する決定』（国発[2013]51号）および『文化部による中国（上海）自由貿易試験区における文化市場管理政策の実施に関する通達』（文市発[2013]47号）に基づき、本実施細則を制定する。

- 1、 外資企業によるゲーム・アミューズメント設備の生産および販売を許可し、文化主管部門によるコンテンツ審査に通過したゲーム・アミューズメント設備を国内市場に向けて販売することができる。
 - (1) 中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）内で工商部門が確認発行する営業許可証を取得し、かつ営業許可証の経営範囲に「ゲーム・アミューズメント設備の生産およびその製品の販売」を明記する外商投資企業は、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局にコンテンツ審査を申請することができる。
 - (2) 国内市場に販売するゲーム・アミューズメント設備は、合法的な知的財産権を有し、科学、芸術、人文知識の伝播に有利で、青少年の健全な成長に有利でなければならない。『娱乐场所管理条例』（国令[2006]458号）第13条の禁止内容を含んではならず、コインのベット、換金、パチンコ等の賭博機能を含んではならない。設備の外観、ゲームのコンテンツ、ゲー

ム方法の説明には、わが国の通用言語文字を使用しなければならない。

- (3) ゲーム・アミューズメント設備の生産および販売に従事する外商投資企業は、コンテンツ審査を申請するとき、ゲームコンテンツをプレイインストールするゲーム・アミューズメント設備および以下の資料を提出しなければならない。
1. 『ゲーム・アミューズメント市場参入型番・機種コンテンツ審査申請表』および『ゲーム・アミューズメント機器製品コンテンツ審査資料登記表』。
 2. 企業の営業許可証のコピー。
 3. ゲーム・アミューズメントのコンテンツと関連する知的財産権証明資料で、当該ゲーム・アミューズメント製品の知的財産権証明文書もしくは当該ゲーム・アミューズメント製品の知的財産権授權文書を含む。
 4. ゲーム・アミューズメント設備におけるコンテンツの全過程の動画ファイルもしくはゲーム・アミューズメントソフトウェアの動画実演（デモ）ファイルで、動画ファイルもしくは動画実演ファイルはゲーム・アミューズメント設備の最終的な発売バージョンにおけるすべてのゲーム・アミューズメントコンテンツであり、正常なゲームの進行過程において出現するはずのないコンテンツの動画ファイルを含む（CD-ROM もしくは DVD ディスクを媒体とする）。
 5. 製品全体の外観を反映でき、かつ実際の販売商品と一致する電子画像。このうち、正面図 1 枚、側面図 2 枚、フォーマットは「*. JPG」に統一し、画像の解像度は 800×600 を下回らないこと。
 6. ゲーム・アミューズメントで使用する音声ファイル、名称リストおよび歌詞の電子文書。電子文書はゲーム・アミューズメント設備において使用する全部の背景音楽、楽曲の名称リスト、音声ファイルおよび歌詞の中国語—外国語対照文書でなければならない。
 7. ゲーム・アミューズメントコンテンツにおける全部の対話、傍白、描写性文字および操作説明の中国語—外国語電子文書。
 8. ゲーム・アミューズメント設備のために提供するゲーム・アミューズメントコンテンツの方案。このうち、オンライン上でゲーム・アミューズメント設備のためにゲームコンテンツを提供する場合、ゲームコンテンツを提供する企業の『オンライン文化経営許可証』を提出しなければならない。
- (4) 上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局は、申請受理の日から 20 営業日以内に審査・批准の決定を下さなければならない。規定の条件に合致する場合、『ゲーム・アミューズメント設備コンテンツ審査確認表』を発行し、合わせて文化部に報告して届出する。規定の条件に合致しない場合、書面で理由を説明する。
- (5) 外商投資企業は、『ゲーム・アミューズメント設備コンテンツ審査確認表』を取得した後、

国内市場にそのゲーム・アミューズメント設備を販売することができる。ゲーム・アミューズメント設備のゲーム・アミューズメントコンテンツ、型番、機種にグレードアップ、バージョンアップ等の実質的な変更があった場合、あらためて上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局にコンテンツ審査を申請しなければならない。

- (6) 外商投資企業は、それが生産および販売するゲーム・アミューズメント設備の製品品質に対して責任を負わなければならない。製品は国家および当市の関連標準および規定に合致していなければならない。国内市場に販売する製品およびその梱包には、中国語を用いて製品名称、生産工場の工場名および住所を明記しなければならない。
- (7) 国内にそのゲーム・アミューズメント設備を販売する外商投資企業は、ゲーム・アミューズメント設備の国内販売を行うとき、通常の管理規定に基づき税関手続を行うほか、税関部門に上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局が発行した『ゲーム・アミューズメント設備コンテンツ審査確認表』も合わせて提出しなければならない。
- (8) オンライン上でゲーム・アミューズメント設備のためにゲームコンテンツを提供する企業は、文化部が発布した『インターネット文化管理暫定規定』、『オンラインゲーム管理暫定弁法』の規定を遵守し、『オンライン文化経営許可証』を取得しなければならない。ゲーム製品は、文化部の批准文書を取得しなければならない。その他のルートを通じてゲーム・アミューズメント設備のためにコンテンツを提供する場合、国家の関連規定に基づき執行する。
- (9) 工商部門、品質技術監督部門および税関部門は、各自の職能に基づき、関連する管理の職責を行使する。自由貿易試験区管理委員会（以下「自由貿易試験区管理委」という）は、外資企業に関連する日常監督管理に責任を負う。

2、 外資公演マネジメント機構の持分比率制限を取り消し、外商独資公演マネジメント機構を設立し、上海市行政区域内でサービスを提供することを許可する。

- (1) 自由貿易試験区内で工商部門が確認発行する営業許可証を取得した外商投資企業は、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局に公演マネジメント機構の『営業性公演許可証』および公演場所の経営単位届出証明を申請することができる。このうち、合併、合作の公演マネジメント機構および公演場所の設立は、外国投資家の外資持分比率制限を受けない。
- (2) 外商投資公演マネジメント機構が『営業性公演許可証』を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない。
 - 1. 『公演マネジメント機構設立申請登記表』、

2. 企業の営業許可証のコピー、
 3. 3名以上の専業の公演マネジメント人員の資格証書。
- (3) 上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局は、申請受理の日から20営業日以内に審査・批准の決定を下す。許可を与える場合、『営業性公演許可証』を確認発行する。許可を与えない場合、書面で理由を説明する。
- (4) 外商投資企業が自由貿易試験区のサービス貿易区域内に公演場所を設立する場合、営業許可証取得の日から20営業日以内に、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局に届出を申請し、合わせて以下の資料を提出しなければならない。
1. 『公演場所経営単位届出表』、
 2. 企業の営業許可証のコピー、
 3. 消防、衛生等の行政管理部門の批准文書のコピー、
 4. 公演場所の方位図と内部平面図。
- (5) 自由貿易試験区内で法に基づき設立した公演マネジメント機構が営業性公演活動を開催する場合、以下の規定に基づき手続を行う。
1. 自由貿易試験区内で営業性公演を開催する場合、自由貿易試験区管理委に申請を提出しなければならない。このうち、国内の文芸上演団体と出演者が参加する営業性公演を開催する場合、自由貿易試験区管理委は申請受理の日から3営業日以内に決定を下さなければならない。渉外もしくは香港・マカオ・台湾に係わる営業性公演を開催する場合、自由貿易試験区管理委は申請受理の日から20営業日以内に決定を下さなければならない。
 2. 自由貿易試験区外、上海市行政区域内で渉外もしくは香港・マカオ・台湾に係わる営業性公演を開催する場合、上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局に申請を提出しなければならない。上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局は申請受理の日から20営業日以内に決定を下さなければならない。国内の文芸上演団体と出演者が参加する営業性公演を開催する場合、公演展開所在地の区（県）の文化行政部門に申請を提出し、区（県）の文化行政部門は申請受理の日から3営業日以内に決定を下さなければならない。
- (6) 自由貿易試験区内で法に基づき設立した公演場所が当該場所内で営業性公演を開催する場合、自由貿易試験区管理委に申請を提出しなければならない。自由貿易試験区管理委は申請受理の日から3営業日以内に決定を下さなければならない。

3、 外商独資の娯楽場所を設立し、自由貿易試験区内でサービスを提供することを許可する。

- (1) 自由貿易試験区内で工商部門が確認発行する営業許可証を取得した外商投資企業は、自由貿易試験区管理委に『娛樂經營許可証』を申請することができる。外商投資娛樂場所は、開設準備段階において、自由貿易試験区管理委に問い合わせることができ、自由貿易試験区管理委は法に基づき外資企業のために指導を提供しなければならない。
 - (2) 外商投資企業が自由貿易試験区のサービス貿易区域内に娛樂場所を設立する場合、『娛樂場所管理条例』（国令[2006]458号）、『娛樂場所管理弁法』（文化部令[2013]55号）等の法規、規則が規定する設立条件に合致し、合わせて自由貿易試験区管理委に関連申請資料を提出しなければならない。自由貿易試験区は、申請受理の日から20営業日以内に決定を下す。許可を与える場合、『娛樂經營許可証』を確認発行する。許可を与えない場合、書面で理由を説明する。
- 4、外商投資企業が従事するゲーム・アミューズメント設備の生産および販売状況、外商投資公演マネジメント機構、公演場所、娛樂場所の経営活動状況は、上海市文化市場経営主体信用管理体系に組み入れる。
 - 5、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家および国外に居住する中国公民が自由貿易試験区で企業を設立しゲーム・アミューズメント設備の生産および販売に従事する、公演マネジメント機構、公演場所および娛樂場所を設立する場合、本実施細則を適用する。
 - 6、本実施細則は、印刷・配布の日より施行する。

上海市文化・ラジオ・映画・テレビ管理局

上海市工商行政管理局

上海市品質技術監督局

中華人民共和国上海税関

中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

2014年3月31日

（中国語原文）

**上海市人民政府办公厅
沪府办发〔2014〕18号
关于印发市文广影视局等五部门制订的
《中国（上海）自由贸易试验区文化市场开放项目实施细则》的通知**

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

市文广影视局、市工商局、市质量技监局、上海海关、中国（上海）自由贸易试验区管委会制订的《中国（上海）自由贸易试验区文化市场开放项目实施细则》已经市政府同意，现印发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府办公厅

2014年4月10日

中国（上海）自由贸易试验区文化市场开放项目实施细则

根据《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2013〕38号）、《国务院关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定》（国发〔2013〕51号）和《文化部关于实施中国（上海）自由贸易试验区文化市场管理政策的通知》（文市发〔2013〕47号），制定本实施细则。

一、允许外资企业从事游戏游艺设备的生产和销售，通过文化主管部门内容审查的游戏游艺设备可面向国内市场销售。

（一）中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）内取得工商部门核发的营业执照且营业执照经营范围载明“生产游戏游艺设备及销售其产品”的外商投资企业，可向市文广影视局申请内容审查。

（二）向国内市场销售的游戏游艺设备，应当具有合法知识产权，有利于传播科学、艺术、人文知识，有益于青少年健康成长。不得含有《娱乐场所管理条例》（国令〔2006〕458号）第十三条的禁止内容，不得含有押分、退币、退钢珠等赌博功能。设备外观、游戏内容、游戏方法说明应当使用我国通用语言文字。

（三）从事游戏游艺设备的生产和销售的外商投资企业申请内容审查时，应当提交预装游戏内容的游戏游艺设备和以下材料：

1. 《游戏游艺机市场准入机型机种内容审核申请表》和《游戏游艺机产品内容审核材料登记

- 表》；
2. 企业营业执照复印件；
 3. 与游戏游艺内容相关的知识产权证明材料，包括该游戏游艺产品的知识产权证明文件或者该游戏游艺产品的知识产权授权文件；
 4. 游戏游艺设备中内容全过程的视频文件或者游戏游艺软件的视频演示（DEMO）文件，视频文件或者视频演示文件是指游戏游艺设备最终上市版本中的所有游戏游艺内容，包括不会在正常游戏进行过程中出现的内容的视频文件（以 CD-ROM 或 DVD 光盘为载体）；
 5. 能够反映产品整体外观并与实际销售产品一致的电子图片，其中，一张正面图，两张侧面图，格式统一为“*.JPG”，图片分辨率不低于 800×600；
 6. 游戏游艺使用的音频文件、名称列表和歌词的电子文本，电子文本应当是游戏游艺设备中使用的全部背景音乐、歌曲的名称列表、音频文件和歌词的中外文对照文本；
 7. 游戏游艺内容中全部对白、旁白、描述性文字以及操作说明的中外文电子文本；
 8. 为游戏游艺设备提供游戏游艺内容的方案，其中，在网络上为游戏游艺设备提供游戏内容的，应当提交提供游戏内容的企业的《网络文化经营许可证》。
- (四) 市文广影视局应当自受理申请之日起 20 个工作日内作出审批决定。符合规定条件的，出具《游戏游艺设备内容审核确认单》，并报文化部备案；不符合规定条件的，书面说明理由。
- (五) 外商投资企业取得《游戏游艺设备内容审核确认单》后，可以向国内市场销售其游戏游艺设备。游戏游艺设备的游戏游艺内容、机型、机种有升级、改版等实质性变更的，应当重新向市文广影视局申请内容审查。
- (六) 外商投资企业应当对其生产及销售的游戏游艺设备的产品质量负责，产品应当符合国家和本市有关标准和规定。在向国内市场销售的产品及其包装上，应当用中文标明产品名称、生产厂厂名和地址。
- (七) 向国内销售其游戏游艺设备的外商投资企业在办理游戏游艺设备内销手续时，除按照正常管理规定办理海关手续外，还应当向海关部门一并提交市文广影视局出具的《游戏游艺设备内容审核确认单》。
- (八) 在网络上为游戏游艺设备提供游戏内容的企业应当遵守文化部发布的《互联网文化管理暂行规定》、《网络游戏管理暂行办法》规定，取得《网络文化经营许可证》；游戏产品应当取得文化部的批准文件。通过其他途径为游戏游艺设备提供内容的按照国家有关规定执行。
- (九) 工商部门、质量技监部门和海关按照各自职能，行使相关管理职责。自贸试验区管理委员会（以下简称“自贸试验区管委会”）负责有关外资企业的日常监管。

二、取消外资演出经纪机构的股比限制，允许设立外商独资演出经纪机构，在上海市行政区域内提供服务。

- (一) 自贸试验区内取得工商部门核发的营业执照的外商投资企业，可向市文广影视局申请演出经纪机构《营业性演出许可证》和演出场所经营单位备案证明。其中，设立合资、合作演出经纪机构和演出场所，不受外国投资者的外资股比限制。
- (二) 外商投资演出经纪机构申请《营业性演出许可证》的，应当提交以下材料：
1. 《设立演出经纪机构申请登记表》；
 2. 企业营业执照复印件；
 3. 3 名以上专职演出经纪人员的资格证书。
- (三) 市文广影视局自受理申请之日起 20 个工作日内作出审批决定。准予许可的，核发《营业性演出许可证》；不予许可的，书面说明理由。
- (四) 外商投资企业在自贸试验区服务贸易区域内设立演出场所的，应当自取得营业执照之日起 20 个工作日内，向市文广影视局申请备案，并提交以下材料：
1. 《演出场所经营单位备案表》；
 2. 企业营业执照复印件；
 3. 消防、卫生等行政管理部门的批准文件复印件；
 4. 演出场所的方位图与内部平面图。
- (五) 自贸试验区内依法设立的演出经纪机构举办营业性演出活动的，按照下列规定办理：
1. 在自贸试验区内举办营业性演出的，应当向自贸试验区管委会提出申请。其中，对举办国内文艺表演团体与演员参加的营业性演出的，自贸试验区管委会应当自受理申请之日起 3 个工作日内作出决定。对举办涉外及涉港澳台营业性演出的，自贸试验区管委会应当自受理申请之日起 20 个工作日内作出决定。
 2. 在自贸试验区外、上海市行政区域内举办涉外或涉港澳台营业性演出的，应当向市文广影视局提出申请，市文广影视局应当自受理申请之日起 20 个工作日内作出决定。举办国内文艺表演团体与演员参加的营业性演出的，应当向演出举办所在地的区（县）文化行政部门提出申请，区（县）文化行政部门应当自受理申请之日起 3 个工作日内作出决定。
- (六) 自贸试验区内依法设立的演出场所在本场所内举办营业性演出的，应当向自贸试验区管委会提出申请，自贸试验区管委会应当自受理申请之日起 3 个工作日内作出决定。

三、 允许设立外商独资的娱乐场所，在自贸试验区内提供服务。

(一) 自贸试验区内取得工商部门核发的营业执照的外商投资企业，可向自贸试验区管委会申请《娱乐经营许可证》。外商投资娱乐场所在筹建阶段，可向自贸试验区管委会咨询，自贸试验区管委会应当依法为外资企业提供指导。

(二) 外商投资企业在自贸试验区服务贸易区域内设立娱乐场所的，应当符合《娱乐场所管理条例》（国令〔2006〕458号）、《娱乐场所管理办法》（文化部令〔2013〕55号）等法规、规章规定的设立条件，并向自贸试验区管委会提交相关申请材料。自贸试验区管委会自受理申请之日起20个工作日内作出决定。准予许可的，核发《娱乐经营许可证》；不予许可的，书面说明理由。

四、 外商投资企业从事游戏游艺设备生产和销售情况、外商投资演出经纪机构、演出场所、娱乐场所的经营活动情况，纳入上海文化市场经营主体诚信管理体系。

五、 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者和在国外居住的中国公民在自贸试验区内设立企业从事游戏游艺设备生产和销售、设立演出经纪机构、演出场所和娱乐场所的，适用本实施细则。

六、 本实施细则自印发之日起施行。

上海市文化广播影视管理局

上海市工商行政管理局

上海市质量技术监督局

中华人民共和国上海海关

中国（上海）自由贸易试验区管理委员会

2014年3月31日